

(仮称) 日の出地区防災スポーツ施設等整備事業  
実施方針（要求水準編）（案）

令和8年7月10日

浦安市

## 目次

<b>第1</b>	<b>総則</b> .....	<b>1</b>
1	要求水準編の位置付け .....	1
2	性能規定 .....	1
3	事業概要 .....	1
(1)	事業名称 .....	1
(2)	事業方式 .....	1
(3)	業務範囲 .....	1
4	法令・基準等 .....	2
(1)	関係する法令等 .....	2
(2)	関係する条例等 .....	3
(3)	各種基準等 .....	3
5	要求水準の変更 .....	4
(1)	要求水準の変更事由 .....	4
(2)	要求水準の変更に伴う契約変更 .....	4
6	市への報告 .....	4
7	モニタリングの実施 .....	5
<b>第2</b>	<b>設計・建設段階</b> .....	<b>6</b>
1	本施設に係る基本的な考え方 .....	6
2	業務の要求水準 .....	6
(1)	設計業務 .....	6
(2)	建設業務 .....	7
(3)	工事監理業務 .....	8
3	施設概要 .....	9
(1)	施設構成 .....	9
(2)	施設配置 .....	10
4	本施設の整備条件 .....	11
(1)	事業用地に関する要求水準 .....	11
(2)	屋内施設に関する要求水準 .....	11
(3)	屋外施設に関する要求水準 .....	13
	<b>【別表資料】</b> .....	<b>18</b>

## 第1 総則

### 1 要求水準編の位置付け

(仮称)日の出地区防災スポーツ施設等整備事業実施方針(要求水準編)(以下「要求水準書」という。)は、浦安市(以下「市」という。)が、「(仮称)日の出地区防災スポーツ施設等整備事業」(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)の募集及び選定に当たり、本事業における設計及び建設、工事監理業務について、市が事業者に要求するサービスの水準(以下「要求水準」という。)を示し、募集に参加する事業者の提案に具体的な指針を与えるものである。

事業概要・募集選定編と要求水準編、優先交渉権者選定基準編をあわせて「実施方針」として定義する。

なお、要求水準書の内容は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な業務及び工事等については、要求水準書に明記されていない事項であっても事業者の責任においてすべて完備及び遂行すること。

### 2 性能規定

本書は、市が本事業に求める最低限の水準を規定するものである。参加を希望する事業者は、本書に具体的な仕様のある内容については、これを遵守して提案を行うこととし、本書に具体的な仕様のある内容については、これを遵守して提案を行うこととし、本書に具体的な仕様のない内容については、積極的に創意工夫を發揮した提案を行うこととする。

### 3 事業概要

#### (1) 事業名称

(仮称)日の出地区防災スポーツ施設等整備事業

#### (2) 事業方式

本事業は、設計及び建設、工事監理業務を一括で行う設計施工一括発注方式(DB方式)により実施する。

なお、(仮称)日の出地区防災スポーツ施設(以下「本施設」という。)完成後は、指定管理者制度による指定管理者を別途募集して、本施設の運営等を実施することを想定している。

#### (3) 業務範囲

本事業における事業者の業務範囲は以下のとおりである。

##### ア 設計業務

- 事前調査業務
- 設計業務
- 各種申請等業務

##### イ 建設業務

- 施工業務
- 什器・備品調達業務

- 近隣対応業務
- ウ 工事監理業務

#### 4 法令・基準等

本事業の実施に当たっては、提案内容に応じて関連する法令、条例、規則等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照合のうえ適宜参考にすること。

なお、法令、基準等に関しては最新のものを適用することとし、本事業の契約締結までの間に改定があった場合には、原則として改定されたものを適用するものとする。また、契約締結後の改定については、その適用について協議するものとする。

事業者は、以下に示す諸法令等（以下「法令・基準等」）を遵守し、事項の円滑な進捗を図るとともに、その適用及び運用は事業者の責任において行うこと。なお、法令・基準等には関連するすべての施行令・規則等についても含むものとし、また、本業務を実施するに当たり必要とされるその他の法令等（条例を含む。）についても最新のものを参照し、遵守すること。

##### (1) 関係する法令等

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 消防法（昭和23年法律第186号）
- 建設業法（昭和24年法律第100号）
- 建築士法（昭和25年法律第202号）
- 道路法（昭和27年法律第180号）
- 水道法（昭和32年法律第177号）
- 下水道法（昭和33年法律第79号）
- 駐車場法（昭和32年法律第106号）
- 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）
- 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 都市緑地法（昭和48年法律第72号）
- 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- 健康増進法（平成14年法律第103号）

- 景観法（平成16年法律第110号）
  - 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
  - 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）
  - 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）
  - フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
  - 公共工事の品質確保促進に関する法律（平成17年法律第18号）
  - その他関連する法律
- (2) 関係する条例等
- 千葉県建築基準法施行条例（昭和36年条例第39号）
  - 千葉県火災予防条例（昭和37年条例第4号）
  - 千葉県福祉のまちづくり条例（平成8年千葉県条例第1号）
  - 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例（平成14年千葉県条例第2号）
  - 千葉県水道給水条例（昭和50年条例第6号）
  - 浦安市宅地開発事業等に関する条例（平成18年条例第7号）
  - 浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第2号）
  - 浦安市環境基本条例（平成15年条例第31号）
  - 浦安市下水道条例（昭和59年条例第9号）
  - 浦安市景観条例（平成20年条例第35号）
  - 浦安市建築基準法施行細則（平成25年規則第26号）
  - その他関係条例等
- (3) 各種基準等
- 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省）
  - 官庁施設の基本的性能に関する技術基準（国土交通省）
  - 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）
  - 官庁施設の環境保全基準（国土交通省）
  - 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省）
  - 建築設計基準（国土交通省）
  - 建築構造設計基準（国土交通省）
  - 構内舗装・排水設計基準（国土交通省）
  - 建築設備計画基準（国土交通省）
  - 建築設備設計基準（国土交通省）
  - 建築設備耐震設計・施工指針（財）日本建築センター）
  - 建築設備設計計算書作成の手引（一社）公共建築協会）
  - 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
  - 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省）
  - 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省）
  - 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省）
  - 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
  - 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）

- 公共建築設計業委託共通仕様書（国土交通省）
- 建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省）
- 公共建築数量積算基準（国土交通省）
- 公共建築設備数量積算基準（国土交通省）
- 公共建築工事内訳書標準書式「建築工事編、設備工事編」（国土交通省）
- 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- 建築工事施工管理要領（（一社）公共建築協会）
- 電気設備工事施工管理要領（（一社）公共建築協会）
- 機械設備工事施工管理要領（（一社）公共建築協会）
- 建築工事安全施工技術指針（国土交通省）
- 建築工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（国土交通省）
- 建築工事監理指針（国土交通省）
- 電気設備工事監理指針（国土交通省）
- 機械設備工事監理指針（国土交通省）
- 構内舗装・排水設計基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- 土木工事施工管理基準（国土交通省）
- 土木工事積算基準（国土交通省）
- 公園施設の安全確保に関する指針（国土交通省）
- 公園のユニバーサルデザイン指針（国土交通省）
- スポーツ施設の整備指針（スポーツ庁）
- その他関連する基準等

## 5 要求水準の変更

### (1) 要求水準の変更事由

市は、以下の事由により要求水準書を変更する場合がある。

- ア 法令等の変更により業務内容を著しく変更せざるを得ないとき。
- イ 災害、事故等により、特別な業務内容が必要なとき又は業務内容を著しく変更したとき。
- ウ 市の事由等により業務内容の変更が必要なとき。
- エ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

### (2) 要求水準の変更に伴う契約変更

市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、契約の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

## 6 市への報告

事業者は、本事業に関して市が指示する報告、記録、資料提供には速やかに対応し協力すること。事業者は、定期的な報告、緊急時・事故等の報告を行うこと。

## 7 モニタリングの実施

市は、事業者から提出された計画書、報告書・成果品、その他必要な書類等によりモニタリングを実施する。

事業者は、市が実施するモニタリングと連携して、自らの提案書を含め、募集要項、要求水準書、契約書等を満たしているか、市が客観的に確認するための支援を行うこと。

市は、モニタリング確認の結果、事業者が要求水準を満たしていないと判断した場合は、事業者に改善を要求する。事業者は、速やかに改善措置を行うこと。

## 第2 設計・建設段階

### 1 本施設に係る基本的な考え方

- ア 平時は周辺住民が利用できるスポーツ施設として、災害発生時には防災機能を有する施設として利用できるよう計画すること。
- イ 事業用地は事業用定期借地であるため、借地権設定契約満了時での更地返還を前提に、事業期間内のライフサイクルコストを考慮すること。
- ウ 本施設は、すべての利用者が安全・快適、かつ円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザイン（UD）の考え方を基本とした設計を行うこと。

### 2 業務の要求水準

事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、要求水準書に従って本施設の設計、建設及び工事監理業務を行う。事業者が実施する各業務の概要は以下のとおりとする。

#### (1) 設計業務

##### ア 事前調査業務

- (ア) 市が今後提示する測量調査の資料を確認したうえで、本事業を適切に遂行するために追加の調査が必要であると判断した場合は、関係法令等に基づき自らの責任と費用において調査を実施すること。
- (イ) 事前調査を実施する場合は、着手前に「事前調査業務計画書」を提出し、市の確認を受けること。事業者が実施する事前調査に関して、市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して市は協力する。
- (ウ) 事前調査の内容及び結果について報告書を作成し、市に提出すること。
- (エ) 着工前に、周辺住民等との調整及び建設に係る準備調査等を十分に行い、周辺住民等の理解及び安全確保を図るとともに、工事の円滑な進行に努めること。本施設の建設に伴う周辺住民等に及ぼす影響を十分に検討し、課題や問題の発生が想定される場合は、市と協議の上で適切な対策を講じること。

##### イ 設計業務

- (ア) 設計業務は、本施設の基本設計及び実施設計を行うものである。
- (イ) 事業者は提案書に基づき、意匠・構造・電気設備・機械設備・外構の各要素についてデザインと技術の両面にわたり細部の検討を行うこと。
- (ウ) し、本事業終了時の解体撤去を踏まえ、躯体や仕上げ部材、設備機器等の選定にはライフサイクルコストに配慮するとともに、事業期間中の更新作業が効率的に行えるよう適切に計画すること。
- (エ) 什器・備品の内容は、【資料1 什器・備品リスト（案）】を参考に、市と調整の上、施設ごとに必要な什器・備品の仕様を決定すること。
- (オ) 消防法、浦安市火災予防条例及び浦安消防署の指導に従って各種消防設備を設置すること。

- (カ) 使用機材は、耐久性、信頼性、耐震性を考慮し、使用実績が豊富な材料を選定するとともに、長寿命、維持管理のしやすさ、省資源、省エネルギーに配慮すること。
- (キ) 使用機材、什器・備品等は、地震による脱落、破断等が発生しないように固定すること。また、機器類、配管、ラック等の耐震支持材は適切に見込むこと。
- (ク) 天井設置機器や器具及び配管等は、適切な落下防止措置をとること。
- (ケ) 配管等については、地震や地盤沈下を考慮した計画とすること。
- (コ) 機器等には、維持管理等に必要なものを含め、必要な付属品一式を含むこと。
- (カ) 機器等は、特殊器具を用いず安全かつ容易に点検・保守管理が行える機種であるものとする。また、保守管理が適切に行える動線・点検スペースを確保すること。
- (シ) 本施設において、雷保護を適切に施すこと。

#### ウ 各種申請等業務

- (ア) 本業務に必要となる各種申請、届出、許認可、協議等については、事業者が自ら責任をもって実施すること。
- (イ) 申請や協議等については、遅延が生じないよう適切に進行させること。

## (2) 建設業務

### ア 施行业務

- (ア) 施行业務の実施に当たっては、市内事業者の活用や市内事業者からの調達など、地域経済活性化への貢献に努めること。
- (イ) 施工業務の実施に当たり、知り得た情報や市から貸与・提供された関連資料等に関して、第三者に漏らしてはならない。
- (ウ) 工事現場の見学会、視察等が行われる際には協力すること。
- (エ) 工事で発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処分すること。また、再生利用可能な廃材については、積極的に再利用を検討すること。
- (オ) 本事業における建設工事は、4週8休を考慮した工期設定及び労務割増しを見込んでいるため、その趣旨を踏まえた計画とすること。
- (カ) 原則として作業日は土曜と日曜を休工し、全体の作業時間は午前8時30分から午後5時15分まで、重機を用いた作業時間は午前8時30分から午後5時までとする。必要に応じて週末に工事を行う場合は、市の承諾を得ること。
- (キ) 各段階での提出書類については、【別表●】「施工業務実施時の提出書類」に定める。

### イ 什器・備品調達業務

- (ア) 什器・備品は、市と調整のうえ決定した内容に基づき、事業者が調達・設置すること。

### ウ 近隣対応業務

- (ア) 騒音、振動、悪臭、公害、粉塵飛散、交通渋滞、電波障害その他、建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、一般的に求められる範囲の対応を実施すること。
- (イ) 工事の騒音・振動については公害防止条例その他諸官庁の規則を守り、騒音・振動が出る恐れのある工事、通行人・近隣住民及びその他関係者に対して影響があると考えられる工事については、事前にスケジュール等を調整の上、事業者が近隣住民及び関係者に作業1週間前を目途に周知し、トラブルがないよう施工すること。なお、騒音・振動については常時モニタリング可能な設備を設置すること。
- (ウ) 工事に伴い周辺住民等及び周辺地域に損害又は被害が発生した場合の修繕・補償等については、事業者が負担する。

### (3) 工事監理業務

#### ア 工事監理業務

- (ア) 本事業における建設工事を設計図書と照合し、設計図書のとおりを実施されているかを確認する業務を行う。工事監理業務の内容については、【別添資料●】浦安市建築工事監理業務委託共通仕様書及び【別添資料●】工事監理業務特記仕様書（案）による。

### 3 施設概要

#### (1) 施設構成

##### ア 屋内施設

No	施設	概要	面積等
A	アリーナ	バスケットコート2面	1,530 m <sup>2</sup>
B	倉庫 (アリーナ用)	アリーナに係る備品を収納する倉庫	100 m <sup>2</sup>
C	多目的室	多様なスポーツ利用を想定	72 m <sup>2</sup>
D	倉庫 (多目的室)	多目的室に係る備品を収納する倉庫	24 m <sup>2</sup>
E	サニタリー	トイレ	男：4立5穴 女：7穴 多目的：1穴
		更衣室、シャワー (男女別)	各 50 m <sup>2</sup>
F	事務室	屋内外スポーツ施設の受付等	50
G	授乳室	授乳及びおむつ替えができる	*
H	防災備蓄倉庫	—	100 m <sup>2</sup>
I	民間収益施設	—	200 m <sup>2</sup>

建築面積  
2,540 m<sup>2</sup>  
程度

※「\*」印は、適切な面積にて提案とする。

##### イ 屋外施設

	施設	概要	面積等
J	スポーツコート A	サッカー、ラグビー等を行うコート1面 コートの大きさ 106m×68m 全体の大きさ (上下左右+5m) 116m×78m	コート面積 7,208 m <sup>2</sup> 全体面積 9,048 m <sup>2</sup>
K	スポーツコート B	フットサル等を行うコート2面 コートの大きさ (1面) 42m×25m 全体の大きさ 52m×68m	全体面積 3,536 m <sup>2</sup>
L	駐車場	自動車駐車場 150台程度 自転車駐車場 130台程度	*
M	管理棟	スポーツコートの受付	*
N	備品倉庫	スポーツコート用	*
O	更衣室	更衣室 (男女別)	*
P	屋外トイレ	災害時、下水道が使用停止となった場合でも機能確保可能なもの	*
Q	マンホールトイレ	駐車場に設置を予定	10基
R	芝生広場	多様な世代が集える場とし、幼児・児童が活動できる遊具や多様な年代の利用者が楽しめる遊戯施設を設置	4,000 m <sup>2</sup> 程度
S	防火樹林帯	芝生広場や駐車場の避難空間等の安全性確保及び隣接住宅とのバッファ機能	幅 15m
T	防災パーゴラ・防災あずまや	平時においては憩いの場、災害時には救護所や避難施設としての使用を想定	*
U	園路	災害時の避難者の避難、大型車での搬入出対応を想定	*
V	給水施設	施設利用者用の水飲み場、人工芝への散水装置	*
W	植栽	周辺環境と調和し、市民の憩いの場となる植栽景観の創出	*
X	照明設備	中央に位置する園路沿いに照明を設置	*

※「\*」印は、適切な面積にて提案とする。



## 4 本施設の整備条件

### (1) 事業用地に関する要求水準

- ア 事業用地の地盤面は、周辺道路より1 m程度高くなっているが、できるだけ土の搬出を抑えた計画とすること。
- イ 施工期間中、事業用地は防塵、草刈り等を実施し、適正に管理を行うこと。
- ウ 事業用地周辺では電線類地中化が実施されているため、本施設内でも無電柱化すること。

### (2) 屋内施設に関する要求水準

#### ア 屋内施設に係る共通の要求水準

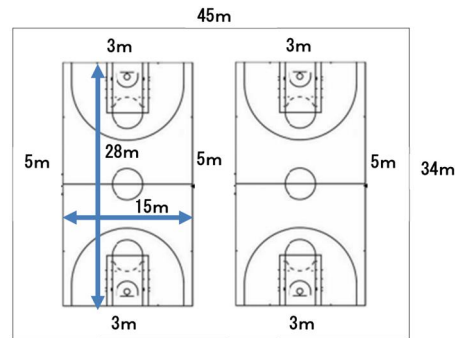
- (ア) 災害時に救援活動の場として使用できるよう、耐震安全性の分類はⅡ類、重要度係数1.25として設計すること。施設構造は提案とする。なお、構造の検討においては、本事業終了後の解体撤去を考慮すること。
- (イ) 地盤柱状図については市提供資料を参考にすること。
- (ウ) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を満たす外皮性能を確保すること。
- (エ) 外部仕上げは、沿岸地域への立地であることを考慮し、耐久性及び対候性のある素材、構造等とすること。
- (オ) 内装は、各室の用途や採光、通風に配慮して適切な計画とすること。
- (カ) 出入口・窓ガラスは飛散防止性能を有するものとする。
- (キ) 給水方式は、受水槽方式を基本とするが、設計及び関係各所との協議により決定する。
- (ク) 施設内は、運動、イベント、会議時においても以下の温度湿度を維持し、エリア内で過度な温度差が生じないようにすること。また換気性能として、在館者密度が高いイベント時等においても、二酸化炭素濃度が1,000ppm以下を維持し、館内の空気環境を清浄に保てるようにすること。
  - 夏期・冷房時：室温27℃以下、相対湿度60%以下を維持できること。
  - 冬期・暖房時：室温20℃以上を維持できること。
  - 無運動時/軽運動時：冬期は室温18℃以上を維持できること。
- (ケ) 発災3日以内は、救護活動や情報伝達の場として使用するため、本施設内の各所からのアクセスや傷病者、物資等の搬出入に配慮した計画とすること。
- (コ) 搬出入口として使用する開口部には、雨除け庇を設けるとともに、物資を出し入れしやすい配置・構造とすること。
- (カ) 台風や集中豪雨等の風水害時に二次開設の待避所として使用することを想定した計画とすること。

#### イ 各屋内施設に係る要求水準

##### A アリーナ

- (ア) バスケットボールコート2面とコート外側のサービスゾーンが確保できる広さを基本に、縦34m×横45mを確保し、バレーボールやバドミントンなど多様なスポーツで活用できるものとする。

(想定図)



- (イ) アリーナを2分割する可動式ネットを設置すること。
- (ウ) 床面にはバスケットボールコート2面分、バレーボール2面分、バドミントン6面分のラインを引くこと。ラインカラーは白、黄、赤または青とし、各色の競技種目については事前に協議すること。
- (エ) フットサルについてはラインテープ張りが可能なよう、ポイントマークを配置すること。
- (オ) 床面には、バレーボール、バドミントン用に支柱金具を設置すること。
- (カ) 床材は、各種スポーツに適した性能を備えるものとする。また、日常の清掃やメンテナンスが容易で耐久性が高く、ライフサイクルコストを抑えられる仕様を選定すること。
- (キ) 天井高は、日本バレーボール協会の「バレーボール6人制競技規則」を満たすこと。
- (ク) 吊り天井、照明器具、バスケットゴール、スピーカー等は落下防止・転倒防止措置を講じること。また、天井面の設備機器等は維持管理がしやすい配置や構造とすること。
- (ケ) 照明性能は、各種競技の公式大会が開催可能な照度、500lx以上を確保し、各種競技の妨げにならない照明計画とすること。
- (コ) 救援物資受入所として使用するため、荷役機械や貨物の重量に耐えられる床の強度を確保すること。

## B 倉庫 (アリーナ用)

- (ア) アリーナで用いる器具备品等を格納する倉庫を設置すること。
- (イ) 広さは概ね 100 m<sup>2</sup>とするが、備品類を考慮の上、収納可能な規模とすること。

## C 多目的室

- (ア) 多様なスポーツが利用できる場として多目的室を1室設置する。
- (イ) 試合の審判や選手等の控室や、会議室としても利用できるようにすること。
- (ウ) 床材は、各種スポーツや会議等、幅広い用途に使いやすい素材とすること。

## D 倉庫 (多目的室)

- (ア) 多目的室で用いる椅子等を格納する倉庫を設置すること。
- (イ) 広さは概ね 24 m<sup>2</sup>とするが、備品類を考慮の上、収納可能な規模とすること。

## E サニタリー

- (ア) 誰でも利用できるトイレと更衣室のサニタリー空間を設けること。

- (イ) サニタリーは、男性用トイレ（4立・5穴）女性用トイレ（7穴）・多目的トイレ（1穴）、更衣室（シャワー室含む）を男女各1室とすること。なお、国土交通省の「トイレ設置数の基準と適用あり方に関するガイドライン」に準じて設置数については変更を可とする。
- (ウ) 更衣室にはダイヤル錠式のロッカー（無料）を設置すること。

## F 事務室

- (ア) 屋内スポーツ施設の受付等を行う事務室を設置すること。
- (イ) 受付カウンター、事務機器、電話、救急対応備品等があり、利用者対応や救急対応が可能な場所とすること。
- (ウ) 屋内スポーツ施設及びスポーツコートに放送できる放送設備を設置すること。

## G 授乳室

- (ア) 授乳やおむつの交換ができる場所を設置すること。
- (イ) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準」の「ベビー休憩室の設計基準」に準じ、施設規模・用途に応じて適切な規模の提案とすること。

## H 防災備蓄倉庫

- (ア) 災害時に必要となる食糧、生活必需品、避難所運営資機材等を保管するため、100 m<sup>2</sup>程度の防災備蓄倉庫を設置すること。
- (イ) 迅速な物資の搬出入が可能な動線及び開口を確保すること。
- (ウ) 保管する災害備蓄品は市が調達するものとし、内容は以下を想定すること。  
毛布・担架・テント・組立て式トイレ・発電機・非常食 等
- (エ) 搬出入口には大型車両が近接できるスペースを設けること。
- (オ) 保管物資の種類に応じた温湿度条件を満たすこと。
- (カ) 備品を配置するための棚及びジョイントスノコを設置すること。詳細は【資料1 什器・備品リスト（案）】を参照すること。

## I 民間収益施設

- (ア) 民間収益施設は、屋内スポーツ施設内に約200 m<sup>2</sup>程度の規模で整備すること。
- (イ) 民間収益施設については、別途、パッケージエアコンとすることを前提とする。
- (ウ) 市は、民間収益施設としてコンビニエンスストア等の物販施設を想定している。
- (エ) 施設利用者及び周辺住民の利便性向上に配慮した機能および配置を提案すること。

### (3) 屋外施設に関する要求水準

#### ア 屋外施設に係る共通の要求水準

- (ア) 発災3日以内は、指定緊急避難場所として、災害時における周辺住民の一時的な避難を受け入れることを想定すること。
- (イ) 発災4日以後は、災害廃棄物仮置場として使用するため、スポーツコート及びスポーツコートにアクセスする通路は大型車対応の構造とすること。

- (ウ) 屋外施設の利用者が時間を確認できるよう、時刻が容易に確認できる形式及び大きさの時計をスポーツコートAに1台、スポーツコートBに1台、芝生広場に1台設置すること。

イ 各屋外施設に係る要求水準

J スポーツコートA

- (ア) サッカー、ラグビー等が行えるスポーツコートを1面(106m×68m)設置すること。  
また、コート外側は5m以上の空間を確保すること。
- (イ) スポーツコート外周は、15m程度のフェンスで囲み、門扉を設置すること。
- (ロ) 住宅地に近いことから、周辺の住環境に配慮し、照明は設置しない。
- (ハ) サッカー・ラグビー両方に対応できるロングパイル人工芝とすること。
- (ニ) 人工芝は、透水性を持たせ、雨水を迅速に表面排水でき、水たまりの発生を抑制するとともに、雨天時の利用も可能とすること。
- (ホ) 浸透した雨水は、排水設備によりフィールド外に配水できる構造であること。
- (ヘ) 人工芝面からのインフィル材の流出を抑制できる構造とするとともに、人工芝インフィル材および芝片等の外部流出を抑制するため、側溝・集水桝にはインフィル材を捕捉可能なフィルターバスケット等の捕集装置を設置し、容易に取り外し・清掃が可能な構造とすること。
- (ヘ) 人工芝に面する縁部は、インフィル材が直接側溝等へ流入しない高さ・形状の立ち上がりを有する断面計画とすること。
- (ケ) 夏場の表面温度抑制への配慮がされた製品とすること。
- (コ) 人工芝由来のマイクロプラスチック問題への配慮がされた製品とすること。
- (サ) 国内のモノフィラメント人工芝の施工実績が300万㎡以上を有するメーカーの製品であること。
- (シ) 施工業者は着手前に材料承認願い及びサンプルを提出し、監督員の承諾を得ること。
- (ス) 詳細な仕様は以下のとおり。

項目	仕様	
パイル	素材	ポリエチレン
	製法(形状)	モノフィラメントヤーン
	長さ(丈)	60mm以上 65mm以下
	厚み	平均厚 360μm程度 ※応力集中による人工芝切れを防ぐため中軸仕様等の一部のみが厚いパイルは除く
	「FIFA Preferred Provider (FIFA 推奨人工芝プロバイダー)、FIFA Quality Programme (FIFA 品質保証プログラム) 人工芝プロバイダーのパイルを用いた製品」	
充填剤	素材	EPDM チップ+珪砂
ショックパッド	厚み	15mm以上

K スポーツコートB

- (ア) フットサルコート(42m×25mを2面)として利用できる人工芝のスポーツコート(52m×68m)を整備すること。
- (イ) スポーツコート外周は、道路に面する部分は10m、駐車場に面する部分は7m以上、

それ以外の部分は5 m以上のフェンスで囲み、門扉を設置すること。

(ウ) 「J スポーツコートA」の(ウ)及び(カ)から(シ)と同様の仕様とすること。

(エ) 詳細な仕様は以下のとおり。

項目	仕様	
パイル	素材	ポリエチレン
	製法 (形状)	モノフィラメントヤーン
	長さ (丈)	主パイル：30mm 以上 40mm 以下 副パイル：20mm 以上
	厚み	主パイル：240 $\mu$ m 以上 360 $\mu$ m 以下 副パイル：120 $\mu$ m 以上 320 $\mu$ m 以下
ショックパッド	厚み	10mm 以上

#### L 駐車場

(ア) 車約 150 台分の駐車場を整備すること。大会利用時に複数台の大型バスが利用することを想定すること。

(イ) 障がい者等用駐車場及び防災備蓄倉庫へ備品の搬出入ができるよう大型車両用の駐車場（一般車両は駐車禁止区域とする）も設けること。

(ウ) 自転車駐車場については、約 130 台分を整備すること。

(エ) 緊急時のアクセス性を考慮し、周辺に壁やフェンス等を設けることなく、容易に避難できる計画とすること。

#### M 管理棟

(ア) 管理棟は、受付カウンター、事務機器、電話、スポーツコート用放送設備、救急対応備品等があり、利用者対応や救急対応が可能な場所とする。

(イ) 管理棟に隣接してごみ捨て場を設置すること。ごみ捨て場は周囲から中が見えないような造りとするとともに、ごみ収集車がアクセスしやすいような場所に設置すること。

(ウ) 自動販売機を2基程度設置できる電源を確保すること。詳細な設置場所については市と協議すること。

#### N 備品倉庫

(ア) 備品倉庫は、スポーツコートで使う備品を収納する倉庫であり、備品類を考慮の上、収納可能な規模とすること。

#### O 更衣室

(ア) 更衣室は、男女別に更衣可能な規模とし、ダイヤル錠式ロッカー（無料）を設置すること。

#### P 屋外トイレ

(ア) 屋外トイレを設置すること。各施設との距離等を踏まえ、利用者の利便性向上に配慮した配置とすること。なお、屋外トイレはユニバーサルデザインとする。

(イ) 下水道が使用停止となった場合でも一定のトイレ機能を確保できる災害時対応トイレとすること。

- (ウ) トイレ屋上にはソーラーパネルを設置し、災害による停電時であっても照明などの電源が確保可能とすること。

#### Q マンホールトイレ

- (ア) 下水道が使用停止となった場合でも一定のトイレ機能を確保できるよう、下水道直結型のマンホールトイレを10基設置すること。
- (イ) 設置場所については、駐車場を想定している。

#### R 芝生広場

- (ア) 多様な年代が集い、思い思いに利用することができるよう芝生広場を設置すること。
- (イ) 幼児・児童が活動できる遊具や多様な年代の利用者が楽しめる遊戯施設を設置すること。
- (ウ) スポーツコートでの競技前後の利用も想定すること。
- (エ) 利用者の休憩等のため、ベンチを設置すること。災害時の利用を想定し、取外し可能とすること。
- (オ) 発災4日以後には、仮設住宅用地として利用することを想定すること。

#### S 防火樹林帯

- (ア) 芝生広場や駐車場の避難空間等の安全性を確保し、隣接住宅地への防音対策として、住宅地に隣接する東側に幅15mの防火樹林帯を設ける。
- (イ) 樹種は、葉の水分が多く燃えにくい常緑広葉樹とし、植栽配置は、高木・亜高木・低木を組み合わせた階層構造とすること。樹冠部が密になる様に密植し、防火壁として効果を高めること。

#### T 防災パーゴラ・防災あずまや

- (ア) 芝生広場に隣接してパーゴラ又はあずまやを設置し、多くの利用者に日陰と休息の場を提供すること。
- (イ) 災害時に他の防災機能の妨げにならないよう配置には考慮すること。また、災害時には、テントを敷設して救援物資置場などに利用可能な構造とすること。

#### U 園路

- (ア) 災害用備蓄物品の搬入出や災害廃棄物の移送等を踏まえ、舗装は大型車対応の構造とすること。
- (イ) スポーツコートAとBの間の園路については、大型車両は一方通行を想定していることから、幅員は4m以上を確保すること。
- (ウ) スポーツコートBと芝生広場の間の園路については、大型車両は双方向の通行を想定していることから、幅員は8m以上を確保すること。なお、夜間の歩行者を想定して照明施設を設置すること。
- (エ) 当該園路の公道との接続部は、平時に車両が通行できないよう、車止めを設けるとともに、大型車両の円滑かつ安全な通行を確保できるよう、道路法第24条の規定に係る

基準（浦安市）に準拠した構造とすること。

- (オ) 災害時の緊急動線としての使用を想定し、段差や障害物のない連続性を確保すること。

#### V 給水施設

- (ア) 利用者のための水飲み場や給水器を設置すること。
- (イ) 夏季に人工芝に散水するための散水装置を設置すること。

#### W 植栽

- (ア) 浦安市景観計画（平成 21 年 6 月策定）や浦安市宅地開発条例、浦安市緑の基本計画等を踏まえ、周辺環境との調和を図り、市民の憩いの場となるよう植栽景観を創出すること。
- (イ) 幹線道路沿いは、高木を連続して配置し、景観的な連続性を確保すること。
- (ウ) スポーツコート B と芝生広場の間の園路沿いに高木を連続して配置すること。

#### X 照明設備

- (ア) 夜間等の安全性を確保するため、停電時でも点灯する照明を設置すること。
- (イ) 避難動線や一時的に避難をする広場、その他災害時に使用する施設を考慮した配置とすること。

【別表資料】

別表1「施工業務実施時の提出書類」

	提出書類	部数	備考
着 工 時 及 び 施 工 中	計画・実施工程表(3週間・月間・全体)	適宜	
	施工体系図	1部	
	施工体制台帳、下請契約書の写し、作業員名簿、施工体系図	1部	建設業法等関係法令に基づき作成すること。各種資格証、許可証、雇用関係の写し
	現場代理人選任届 工事着手届及び主任技術者等届	2部	施工業務着手時
	火災保険等契約書(写し)	1部	
	前金払い、中間前金払い、部分払いの申請関連	1部	所定の申請書、確認請求書、工事履行報告書、報告書等提出
	建設業退職金共済証紙購入状況報告書		契約締結後1か月以内に提出
	CORINS登録工事カルテ	1部	契約締結後又は完成届日から10日以内に提出
	建設リサイクル法関係届出書	3部	申請業務含む。再生資源利用計画書(実施)、再生資源利用促進計画書(実施)その他各書類
	総合仮設計画図	3部	工事着工前に提出
	総合施工計画書	3部	工事着工前に提出
	施工計画書及び施工要領書(各工種)	3部	当該工事着手前に提出
	工事履行報告書	2部	毎月に提出
	施工図および製作図等(施工図、製作図、カタログ等)	適宜	事業者のチェック図を添付する
	コンクリート配合計画書	3部	
	杭工事施工計画書	3部	
	製作工程表・もの決め工程表	適宜	
	納入仕様書及び品質証明報告書	3部	決定次第速やかに提出 (カタログ、試験成績表とともに提出)
	特定建設作業実施届	1部	工事開始7日前まで
	工事打合簿	3部	適宜
	出荷証明書	3部	出荷証明書又は納品伝票 適宜
	産業廃棄物に関する書類	3部	建設廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理表写し、その他各書類
	コンクリート塊等搬入(変更)証明書、完了報告書	1部	指定工場
	工事使用材料届	1部	適宜
	打合せ記録書	3部	打合せ後、速やかに提出
	各種試験成績書	3部	
	工事写真	適宜 1部	カラー・L版(原版:89×127以上)
事故報告書	適宜		

	提出書類	部数	備考
工事竣工時	公官庁届出リスト	2部	
	建設発生土の管理調書（搬入用・搬入用）	各1部	千葉県県土整備部建設発生土管理基準
	建設発生土の管理台帳	1部	千葉県県土整備部建設発生土管理基準
	建設副産物処理調書	1部	千葉県県土整備部建設副産物対策様式
	工事完成届	1部	
	再資源化等報告書	1部	
	建設業退職金共済証紙添付報告書等	1部	
	竣工図書	1部	黒表紙製本黒文字入り(A4判)、CADデータと共に提出 ・竣工図面一式(原図サイズ) ・機器取扱説明書 ・各保証書、証明書等(原本) ・その他各書類
	竣工図書(分冊)	2部	ファイル綴 ・図面を除く書類の控え
	竣工図二つ折り製本(A1判)、縮小版(A3判)	各3部	背張製本黒文字入り
	完成写真		・基本設計図による
	施工図	2部	CADデータと共に提出
維持管理業務仕様書	1部		
その他	ライフサイクルコスト計画書	1部	
	鍵リスト及び保管用ボックス マスターキー作成	1式	
	検査願		遅滞なく

(1) 上記については、監督員と協議の上、省略することが出来る。また、上記のほか、監督員から指示があった場合には、必要な書類を提出すること。

(2) CADデータについては、JWW形式及びDXF形式で提出し、文字化けなく開けること。

(3) 写真については、下記とする。

ア 施工写真について、建築工事は「浦安市建築工事写真管理基準」、「営繕工事写真撮影要領最新版(国土交通大臣官房官庁営繕部)」に、土木工事は「写真管理基準(千葉県)」にそれぞれ準拠することとし、詳細は監督員と協議する。

イ 完成時の撮影は監督員と協議する。

ウ 監督員の指示に従い、市ホームページに掲載する施工中の写真を随時撮影する。

(4) 当該建築物及び土木工事の完成原図CADデータの使用权は、市に移譲するものとする。